

親元就農や新規就農者を応援します！～山都町農業後継者就農交付金～

○令和元年度の農業後継者就農交付金の交付式を行いました

令和元年度分の山都町農業後継者就農交付金の第1回交付式を令和元年12月20日に、第2回交付式を2月26日に行い、第1回では8名に、第2回では3名の合計11名の方に交付しました。

交付式では就農者の方一人一人に、現在作っている品種・作付け面積などの経営内容や、これからの展望・目標や思いなどを発表してもらいました。また梅田町長からも「若い力で山都町の農業を盛り上げて欲しい」と激励の言葉が贈られました。



第1回交付式（1名欠席）



第2回交付式

○令和2年度の農業後継者就農交付金の募集を行います

交付金の概要

山都町において、農業後継者が親元で就農する場合、または新規参入者が新たに農業経営を開始する場合、就農時1回に限り50万円（夫婦及び兄弟で就農の場合は70万円）を交付します。

対象者 次のすべての項目に該当すること

- ☐ 山都町に住民票があること
- ☐ 就農日における年齢が45歳未満であること
- ☐ 農業後継者（継承予定者）または農業経営者
- ☐ 平成29年4月以降に就農した者
- ☐ 国が行う『農業次世代人材投資資金（経営開始型）』の未交付者

交付要件 次のすべての項目に該当すること

- ☐ 認定新規就農者または認定農業者（共同申請を含む）であること
※認定農業者（共同申請）とは家族農業経営に携わる世帯員が経営方針や役割分担などを取り決める「家族経営協定」に基づき、認定農業者の申請を経営のパートナーとして共同でおこなうこと。
- ☐ 税申告が青色申告の経営体であること
- ☐ 町税等の滞納がない経営体であること
- ☐ 交付後、3年度間は農業に従事すること

- 交付額**
- ・就農時1回に限り50万円を一括交付
 - ・夫婦や兄弟で就農の場合は70万円を一括交付
※1経営体あたりの上限は70万円

申込期限（令和2年度交付分） 令和2年7月31日

役場農林振興課または各支所農林建設水道係にお申し込みください。
（申込後、申請書をお渡しします）

問合せ先	農林振興課	農政係	☎ 72-1136	FAX: 72-1080
	清和支所	農林建設水道係	☎ 82-2114	FAX: 82-2116
	蘇陽支所	農林建設水道係	☎ 83-1114	FAX: 83-0549



町長室から 梅田 穰

桜、菜の花、モクレン等の春の花が咲き誇る春爛漫の中、新型コロナウイルス感染症の拡大の勢いが止まりません。中国からヨーロッパ、アメリカと世界中で猛威を振るっています。4月1日現在、世界中で感染者88万人、死者4万人を超え、日本でも感染者3千2百人、死者80人、県内でも感染者が15人と急増しています。感染防止策として、新聞、テレビ、町防災無線、ホームページでもお伝えしている3つの「密」（①密閉空間②密集場所③密接場所）を避ける行動を徹底し、手洗い、うがい、マスク着用による感染防止対策を町民一人ひとりが実行していただきますよう、お願いします。

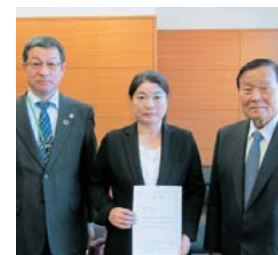
4月1日には期待と希望を胸に抱いた11名の新入職員を迎え、とともに、職員の異動を行いました。プロジェクト発足に伴う若干の組織の変更を含め、新しい体制の中で本年度の事業を進めて参ります。また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い経済活動の大きな沈滞も予想される中、状況次第では大胆な施策の実施や大きく政策を見直すことも想定しながら、町政を進めて参ります。

3月31日に、役場の定年退職者、早期退職者を含めた12名に辞令を交付しました。長い間、蘇陽町・清和村・矢部町そして合併後の山都町に奉職いただき、現在の山都町の礎を築いていただきましたことに、感謝の意を表します。今後とも後進の指導や地域の中での御活躍を期待します。

の見えるウイリスとの闘いではありませんが、我々人類は多くの感染症の危機を乗り越えてきた歴史があります。必ず近い将来、収束に向かうことを信じて、一緒に頑張りましょう。

山都町教育委員及び山都町固定資産評価審査委員会委員を紹介します

令和2年第1回山都町議会定例会（3月）にて任命及び選任の同意がなされた山都町教育委員及び山都町固定資産評価審査委員会委員をご紹介します（いずれも再任）。



山都町教育委員

栗屋 美加 氏（写真中央）

任期：令和2年3月26日から

令和6年3月25日まで

教育環境の向上など教育施策等の諸課題を協議していただきます。

山都町固定資産評価審査委員会 委員

固定資産課税台帳に登録された価格に係る不服申出があった際に、審査いただきます。

上野 善宏 氏（写真右）

片岡 教行 氏

（写真右から2人目）

後藤 冠 氏（写真左）

任期：令和2年4月1日から

令和5年3月31日まで



九州中央自動車道「蘇陽～五ヶ瀬東」令和2年度新規事業化決定！

九州の横軸を繋ぐ九州中央自動車道の「蘇陽～五ヶ瀬東」間が、令和2年度の新規事業箇所として決定されました。

今後、沿線地域の発展に大きく寄与する道路として期待されます。

新規事業化を住民の方や観光客に広く周知するため、役場本庁舎、各支所及び馬見原公民館前に懸垂幕を設置いたしました。

今後も、関係各団体と協力し九州中央自動車道の全線開通に向け全力で取り組んでいきます。

新規事業化を祝う
懸垂幕
（馬見原公民館前）

